

令和7年6月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和7年6月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和7年6月6日 午前9時宣告

開 議 令和7年6月6日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	住 民 課 長	廣田 春秋
副 町 長	田村 正和	産業振興課長	下八川久夫
教 育 長	濱田 陽治	建 設 課 長	吉野 広昭
教 育 次 長	岡田 秀和	農業委員会事務局長	藤本 雅徳
総 務 課 長	横畠 克彦	健康福祉課長	岡崎 省治
まちづくり推進課長	安岡 裕美	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
会計管理者兼会計課長	上田 くみ		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	吉田 智哉
--------	-------	---------	-------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 6 番 宮崎 知恵子 7 番 西森 勝仁

令和7年6月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和7年6月6日 午前9時開議

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		行政報告
日程第5		陳情について
日程第6	報告第4号	令和6年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第7	報告第5号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）
日程第8	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐川町一般会計補正予算（第1号））
日程第9	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（物品購入契約の締結について）
日程第10	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第11	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第12	議案第43号	令和7年度佐川町一般会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第44号	令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第45号	令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第46号	令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16	議案第47号	令和7年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第48号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第49号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第50号	佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第51号	佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第52号	佐川町子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第53号	物品購入契約の締結について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまから、令和 7 年 6 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 14 人です。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 126 条の規定によって、6 番、宮崎知恵子さん。

7 番、西森勝仁君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告をお願いします。

議会運営委員長、藤原健祐君。

議会運営委員長（藤原健祐君）

6 月定例会の会期及び運営につきまして、6 月 2 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日、6 月 6 日を開会日とし、議案の上程までとします。

7 日、土曜日、8 日、日曜日は休会とします。

9 日、月曜日、10 日、火曜日は一般質問を行い、常任委員会審査報告を行います。

11 日、水曜日は、議員全員協議会開催のため休会とします。

12 日、木曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、6 月 6 日から 12 日までの 7 日間に決定をしましたので報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任をいたしますので、よろしく願いします。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から 12 日までの 7 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

例月の出納検査報告書の提出が監査委員よりあっております。これらは事務局で保管しておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

3月定例会後の主立ったものについて報告します。

3月19日、日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席してまいりました。議案は日高村佐川町学校組合職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正する条例を含む条例案5件、令和6年度日高村佐川町学校組合一般会計補正予算及び令和7年度日高村佐川町学校組合一般会計予算について、予算案2件であり、いずれの議案も満場一致で可決されました。

3月27日、令和6年度佐川町長寿大学修了式がかわせみにおいて開催され、出席し、お祝いを申し上げてまいりました。

3月31日、齋藤総務文教常任委員長から総務文教常任委員会調査報告書の提出を受け、町長に提出いたしました。これは「防災に関する提言書」として総務文教常任委員会から執行部へ、誠意ある適切な対応と取り組みを求めるものであります。

4月7日、令和7年度佐川高等学校入学式の御案内を受け、田村副議長に代理出席していただきました。

4月10日、姉妹都市である北見市と高知市による「北見市とのふるさと納税代理寄附に係る覚書」締結式が高知市役所において行われ、出席してまいりました。佐川町との締結式も同時に執り行われました。当日は発案者である辻市長から、覚書の趣旨をご説明いただき、桑名高知市長、片岡町長とともに締結式を無事に終え、北見市とのさらなる友好が深まったと思われます。

4月24日、佐川町長寿大学入学式が、かわせみにおいて開催され出席し、お祝いの言葉を述べてまいりました。

5月8日から5月26日にかけて、全議員参加のもと、議会懇談会を町内5地区で開催し、「各地区の課題」・「議会配信」・「図書館さくと・まきのさんの道の駅佐川」「防災・減災について」、などをテーマに掲げ、住民の方々の様々な御意見や御提言を聴いてまいりました。各班にわかれた懇談会方式で、貴重なご意見を頂戴し、必要に応じて町執行部に届けていきたいと考えております。

5月12日、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会による令和7年度通常総会・道路整備促進高知県大会が城西館で開催され、町長とともに出席してまいりました。事業報告・決算報告後、国土交通省道路局企画課長による「道路行政をとりまく最近の情勢について」、写真家、山崎エリナ氏による「写真家から見たインフラメンテナンスの現場の魅力」と題した講演があり、拝聴してまいりました。写真家の山崎氏からはレンズから捉えた現場について、新た

な視点・論点を学ばせていただきました。

5月15日、日高村・越知町・佐川町による新たな「仁淀川流域町村議会議長会」設立総会が当町において開催されました。初代会長には私、松浦が任命され、挨拶を申し述べてまいりました。これまで高幡町村議会議長会として10か町村で議員研修等、一つとなって活動してきましたが、新たに3町村で行うものとなりました。

この設立総会を受けて5月23日、記念式典が当町で行われました。県議長会会長及び県議会議員をはじめ、町村長・3町村による全議員参加のもと盛大に執り行われました。今後はより一層、議員相互の連携を深め、協調を図り、円滑な運営と地方自治の振興発展を目指した運営に取り組んでいくよう努めてまいります。

5月16日、高知県市長会と高知県町村会との共催による講演会があり、町長とともに出席してまいりました。羽生雄一郎消防大学校長による「進化する消防防災行政と南海トラフ地震対策」と題した講演を拝聴してまいりました。

5月18日、NPO法人さかわ夢まち協議会総会がかわせみで開かれ、田村副議長に代理出席いただきました。

5月20日、令和7年度青少年育成佐川町民会議が文化センターで開かれ、出席してまいりました。

5月22日、佐川町商工会の令和7年度通常総会が開かれ、出席してまいりました。

5月26日、令和7年度仁淀川改修期成同盟会通常総会が土佐和紙工芸村くらうどにて開催され、出席してまいりました。

5月27日、令和7年度町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、副議長・事務局長とともに出席してまいりました。

研修の講師は内閣府政策統括官である高橋謙司氏、明治大学名誉教授である青山侑氏、同志社大学名誉教授である新川達郎氏による、「広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な防災DX」「平成からの災害に学ぶ復興・復興まちづくりの課題」「災害と議会・議員の役割」など、地方議会が直面する課題についての研修内容でした。

翌日、5月28日、仁淀川流域町村議会議長会県外研修が行われ、県選出の国会議員全員に直接「要望書」を提出してまいりました。国道33号線の交通混雑の緩和・路面冠水区間を回避するため、高規格道路への整備を進め、住民生活の向上が図れるよう要望してまいりました。このたびの仁淀川流域町村議会議長会設立について、併せて報告してまいりました。

6月1日、令和7年度高知県総合防災訓練・地域防災フェスティバルのご案内

内をいただき、副議長とともに出席してまいりました。高知市高須浄化センターのメイン会場では南海トラフ地震想定訓練、風水害想定訓練が行われ、複数機関による救出作業などで連携を確認することができました。自衛隊に災害派遣を要請して訓練を開始、医師らによるトリアージ、航空機やドローンなどでの被害把握と物資搬送などの訓練が行われました。日頃の備えの大切さを改めて認識することができました。

6月3日、高吾北広域町村議会第2回定例会が開催され出席してまいりました。提出されました議案は、専決処分報告1件、令和7年度高吾北広域町村事務組一般会計補正予算案1件、などを含む議案4件でありました。工事請負契約締結については、消防緊急通信指令施設指令系設備改修工事、売買契約の締結については可燃ごみ袋の作成、また監査委員任期満了に伴う選任案件で、当町の「田村泰富」氏が引き続き選任されました。いずれの議案も満場一致で原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。

本日は、議員の皆様方にご出席をいただき、令和7年6月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く御礼申し上げます。また、日頃は町政運営に対しまして、ご指導、ご協力を賜り、改めまして厚く御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

まず、3月29日に行われました「ものがわエリア観光博『ものべすと』」開幕セレモニーにつきまして、ご報告いたします。

今年4月からの、NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送にあたり、物部川エリアの3市（香美市、香南市、南国市）を中心として実施される「ものがわエリア観光博『ものべすと』」が3月29日土曜日に開幕し、香美市立やなせたかし記念館前セネ広場で行われました開幕セレモニーに高知市長、越知町長とともに参加いたしました。

『ものべすと』では、物部川エリア全体を博覧会会場として、約1年間にわたり地域ならではの自然や文化、歴史、食に触れられるイベントが実施されます。当町におきましても『ものべすと』及び高知県の「どっぷり高知旅キャンペーン」と連携しながら、「らんまん」の舞台となった当町に再び多くの観光客が足を運んでくださるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「総合防災訓練」につきまして、ご報告いたします。

5月25日に「令和7年度高知県総合防災訓練・地域防災フェスティバル」のサテライト会場訓練として、令和7年度佐川町災害医療救護訓練及び、ヘリサイン設置訓練を実施いたしました。

佐川町災害医療救護訓練につきましては、高北病院及び、同病院駐車場におきまして、健康福祉課と高北病院の職員を中心に、いの町立国民健康保険仁淀病院と土佐市立土佐市民病院のDMAT(ディーマツト)や県中央西福祉保健所の職員が参加し、高知県立大学からは、患者役として学生も参加し、総勢100名を超える規模での開催となりました。

訓練では、災害対策本部、診療本部等を立上げ、医療救護所の設置、負傷者の受付、緊急度と重症度を区分するトリアージ、救護所内でのエリア別の対応、災害拠点病院への搬送や、医療資源の調達に関する情報伝達など、約3時間にわたり行いました。

大規模災害が起きた際、負傷者が殺到することによる高北病院の機能低下を防ぐためには、病院前に設置する医療救護所の役割は重要だと考えております。今回の訓練で明らかになりました災害医療提供体制や連携の課題などを改善し、今後も訓練を継続しながら、いざという時に被災状況に応じた災害医療の提供に対応できる備えを行ってまいります。

また、ヘリサイン設置訓練につきましては、黒岩中学校グラウンドにおきまして、黒岩地区内の各自主防災組織の代表者ら、11名が参加し、訓練を実施しました。

訓練では、通信手段が途絶えた状況を想定して行われ、参加者全員でヘリサインをグラウンドに設置し、県の防災ヘリが指定時間に上空を飛来、ヘリからの視認性や設置方法の適正性を確認しました。

訓練を通じて、ヘリサインの設置から確認までの作業を迅速かつ、正確に行う方法を身につけ、参加者は災害発生時における効果的なヘリサイン設置技術を習得することができました。

次に、「道の駅」と「おもちゃ美術館」に関する事業につきまして、ご報告いたします。

オープンから、3年度目を迎えております「まきのさんの道の駅・佐川」につきましては、令和6年度の売り上げが全エリアの合計で約3億9,200万円となっており、レジ通過数は約30万8千人となりました。

道の駅は、来場された多くのお客様に町の魅力を発信することや、生産者の皆さまの所得向上に寄与すること、そして、何より、商店街や観光施設への誘客による地域活性化を目的とする施設でありますので、指定管理者である一般財団法人しあわせづくり佐川には、その設置目的に沿った運営に注力していた

だきたいと考えておりますし、町としましても引き続き支援してまいります。

なお、令和6年度の一般財団法人しあわせづくり佐川の決算の状況につきましては、9月定例会においてご報告させていただきますが、令和6年度の決算も黒字となっております。

また、おもちゃ美術館につきましては、令和6年度の入館者数が約5万8千人となり、昨年度と比較すると微増となっております堅調に推移しております。

しかしながら、入館者のうち約95%は、町外からの入館者であり、依然として町内の入館者の割合が低い状況でございます。

令和7年度からは、木育とおもちゃ美術館の利用促進を目的としまして、町内の小学生未満のお子様を対象に、無料ペア招待券を配付する取り組みを実施いたします。

すでに4月現在の対象者であります321名につきましては、招待券を郵送により配付させていただきました。今後、年度途中での転入や出産等により招待券配付の対象となるお子様につきましても、定期的に確認し対応していくこととしております。

この取り組みを契機としまして、多くの町民の皆さまに「佐川おもちゃ美術館」を知っていただき、おもちゃや遊びを通じた交流が広がっていくことを期待しております。

続きまして、各課の所管事項につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

「さかわぐるぐるバス」事業につきまして、ご報告いたします。

例年10月に行っていたダイヤ改正をJR四国との接続を考慮し、JR四国のダイヤ改正に合わせて3月に行い、同時に運行経路の変更・新設、運賃の改定、定期券の導入、バスロケーションシステムの導入を実施いたしました。

運行経路につきましては、各地区で開催しました地区別意見交換会において、一部路線のみで運行していた集客施設への直接の乗り入れについて強い要望があったため、郊外線の全ての路線で町中心部を循環することとし、主要な集客施設を経由する経路に変更いたしました。また加えて、要望のあった箇所のバス停の新設を行っております。

運賃の改定につきましては、さかわぐるぐるバスと、有限会社黒岩観光の運行する黒岩線の町内運行区間と尾川線の運賃を、上限200円に統一いたしました。

また、4月からは、ぐるぐるバス定期券サービスを開始しており、1か月1千円、3か月3千円、6か月5千円の定期券を、役場まちづくり推進課、各集落活動センターで購入することができます。路線間の乗り換えや、中心部での

短距離移動でも利用しやすくなっており、4月からの2か月間で、1か月の定期券が25枚、3か月の定期券が4枚、6か月の定期券が3枚の購入があり、ご利用いただいております。

バスロケーションシステムにつきましては、スマートフォンやパソコンでバスの現在位置が確認でき、バスが定刻どおり運行しているか遅れているのかなどを把握することができるシステムで、役場、健康福祉センターかわせみ、高北病院にはバスの到着予定時刻が分かるデジタルサイネージを設置しており、スマートフォンを持たない人でもバスの位置をご確認いただければ、バスの到着直前まで施設内で過ごしてからご乗車いただけることとなっております。

今後につきましても、引き続き意見交換会を開催するなど、町民の皆様のご意見をお聞きしながら安全で利用しやすい地域公共交通の充実に努めてまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

職員採用試験につきまして、ご報告いたします。

令和7年度職員採用試験1次試験を、6月14日に実施する予定としております。

今回の採用試験では、事務職、土木技術職及び、保健師を若干名、採用する予定としており、6月2日まで募集を行いました。受験申込の状況につきましては、事務職32名、土木技術職1名、保健師2名となっており、将来の佐川町を担っていただく、情熱のある職員を採用したいと考えております。

次に、住民課の所管事項でございます。

令和7年度の固定資産税、軽自動車税、個人住民税の「納税通知書」の発送につきまして、ご報告いたします。

固定資産税につきましては、4月1日に発送し、7,216件、課税額は、5億4,442万4,900円、前年比109万9,900円の減となっております。

軽自動車税につきましては、5月1日に発送し、8,667件、課税額は、6,367万3,400円、前年比92万円の減となっております。

また、個人住民税につきましては、給与特別徴収に係る分を5月15日に、普通徴収及び、年金特別徴収に係る分を6月2日にそれぞれ発送し、5,835件、課税額は、4億7,021万9,500円、昨年は定額減税があったため、前年比7,051万3,600円の増となっております。

今後も、適正な課税と、公平な徴収に取り組むとともに、自主納付と納期内納付の広報活動にも力を入れ、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、佐川町加茂に建設される管理型産業廃棄物最終処分場の取り組み状況につきまして、ご報告いたします。

5月22日、集落活動センター加茂の里におきまして、第7回加茂地区地域振興策等推進会を開催しました。会では、事業の進捗状況や、令和7年度の事業予定などについて地元住民の方々と協議し、個別の工事について、いくつかご質問をいただき、詳細を説明させていただきました。

また、地域振興策全体の予算について、今後の予定も含め総額を把握すべきとのご指摘をいただきましたので、次回の会でお示しできるよう準備してまいりたいと考えております。今後も地域の方々と丁寧な協議を重ね、地域振興策の推進に努めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

仁淀川ブロック熱中症対策健康会議につきまして、ご報告いたします。

5月23日、土佐市複合文化施設つな一におきまして、仁淀川流域6市町村（土佐市、いの町、佐川町、越知町、仁淀川町、日高村）における熱中症対策健康会議が行われ、私を含め6市町村全ての首長をはじめ、健康づくりを担当する市町村職員や、県、農協、交通事業者等の関係者が出席いたしました。

この会議は、急増している仁淀川流域の熱中症患者を減らすために、流域6市町村内の行政機関及び、民間企業等が連携して、官民一体で熱中症予防に取り組もうと開かれたものでございます。

6市町村内の熱中症による救急搬送件数は、令和5年が55件であったのに対し、令和6年は116件で、前年比211%と大幅に増えており、このうち佐川町では、令和5年の8件に対し、令和6年が24件と、3倍に増えております。

会議では、他地域に比べ、高齢者が農作業中に搬送されるケースが多いといった特徴的な報告もあり、佐川町では、防災行政無線や、町の公式LINEを使った熱中症警戒アラートの注意喚起、健診やあったかふれあいセンターなどでの熱中症予防の呼びかけ、熱中症対策アンバサダーの取得推進などにより、熱中症予防対策を積極的に進めることとしております。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

岡崎堰に関する事業につきまして、ご報告いたします。

岡崎堰は、仁淀川水系柳瀬川に設置された農業用水の取水施設であり、由留岐橋の下流に位置し、ゴム製の可動堰として昭和52年3月に建設され、約50年が経過しております。

これまで、定期的な補修工事により長寿命化に努めてまいりましたが、経年劣化等の理由により、堰の本体であるゴム製の袋体から、空気漏れが発生し、4月から堰として十分な機能が発揮できず、取水できない状況となっております。

現在は、水中ポンプを6台設置して農業用水を確保するなど、営農に支障を

きたさないように対応をしているところでございます。

岡崎堰を早期に復旧するためには、本年度中に設計委託業務を完了させる必要がございますので、本定例会に、委託費とともに関連する費用を補正予算として計上させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本体の改修工事につきましては令和8年度に着手する計画としており、関係機関と協議、調整を行い、年度内の完成を目指してまいります。

次に、建設課の所管事項でございます。

水道事業について、ご報告いたします。

令和7年度の管路の耐震化工事につきましては、加茂本村東地区におきまして、9月から工事に着手する予定としております。

また、未普及地域解消事業といたしまして、飲料水供給施設から、生活用水を供給してございました黒岩山本地区におきまして、冬季の渇水による水量不足や、大雨による濁水の解消を目的とし、上水道の拡張工事を実施する予定としております。

工事期間中は、近隣住民の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、細心の注意を払い、工事を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

今後も計画的に水道施設の耐震化及び未普及地域解消を実施することにより、地震などによる断水などのリスクの軽減や、安全で安心な飲料水供給に向け、安全で強靱な水道事業経営の持続化を目指し、適切な事業運営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

昨年度12月定例議会でご報告いたしました、学校教育の現状と課題について、その後確定しました事項を中心にご報告いたします。

平成30年、教育研究所を設立して以来、7年が経過いたしました。

この間、児童生徒、保護者、教職員を支えるため、不登校児童生徒の居場所づくりや、教育相談の充実、公設塾など、さまざまな支援策に取り組みながら、学校教育の質の向上のために、教職員研修の充実に取り組み、令和3年度からは、ふるさと教育「さかわ未来学構想」の推進に取り組んでおります。

その結果、昨年度の中学校の不登校発生率につきましては2.5%となり、令和5年度の4.9%から引き続き、明らかに低下傾向が現れております。全国平均や県平均は、まだ発表されておりませんが、令和5年度にそれぞれ6.7%、6.9%であったことから考えても、本町の不登校の状況は、一定落ち着いてきていると考えられます。

また、18歳から27歳までのひきこもりの人数も令和元年の20名から、昨

年度は8名と減少している状況でございます。

さらに、暴力行為の発生率につきましては、小学校では平成27年度の4.1%から令和6年度はゼロ%に、同じく、中学校では1.9%から0.2%と経年で低下し、重大な学校事故が昨年度ゼロ件であったことから、町内の小中学校の状態は落ち着き、改善の方向にあります。

これにつきましては、支援策に加え、教職員の児童生徒への理解の促進や、学級経営の改善など、施策の効果が現れてきているのではないかと考えております。

ただし、これらを支える教職員の勤務の状況につきましては、令和6年度に97名の教職員の中で、45時間以上の時間外勤務が1か月以上ある者が66名で、約69%、3か月以上ある者が58名で約60%、9か月以上ある者が32名で、約33%、一般に過労死ラインとされる80時間前後または80時間を超える時間外が複数月ある者が13名で約13%となっております。

これは、令和4年度のデータと比較すると、45時間以上の時間外が1か月以上で9%、3か月以上で18%、ほぼ常態化していると考えられる9か月以上で、15%、過労死の危険があるとされる80時間前後以上が複数月については、3%の増加と、より一層厳しい状況となっております。

時間外勤務の主な内容は、従来、教材研究など授業の準備、家庭訪問などの生徒指導関係と保護者対応、中学校ではこれに加え、放課後と休日の部活動指導や試合等への引率が大きく占めておりました。

令和6年度は、これらに加え、増加している若年教員への指導・支援の業務が増加したと聞いております。

令和7年度は、このような教職員の業務の状況の改善に取り組みながら、これまでの成果を維持し、さらにふるさと教育の充実や学力の向上を目指し取り組んでまいります。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が2件、承認が4件、議案が11件となっております。

議員の皆様には、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、陳情についてを議題とします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。受理番号1号を産業厚生常任委員会に付託します。

受理番号 2 号を総務文教常任委員会に付託します。

日程第 6、報告第 4 号、令和 6 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第 7、報告第 5 号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）まで、以上 2 件を一括議題とします。

提出者の報告をお願いします。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第 4 号、令和 6 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計の繰越明許費にかかる経費として、総額 5 億 2,023 万 769 円を翌年度に繰り越したことを地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 5 号、工事請負契約の変更契約の締結についての専決処分の報告につきましては、久万田堰農業水路等長寿命化事業改修工事の変更契約の締結を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 18 日に専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。変更額は 441 万 1 千円の増額で、増額の要因は、県との河川協議の結果、仮設道について工法変更の必要が生じたことによるもので、変更後の契約金額は 1 億 5,951 万 1 千円であります。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 8、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、承認案件についてご説明申し上げます。

承認第 1 号、令和 7 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 28 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

す。

歳入歳出それぞれ 1,918 万 9 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ、86 億 5,894 万 7 千円としたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

承認第 1 号、令和 7 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の 10、11 ページをご参照ください。

歳出の事項別明細書となり、9 款、5 項、1 目学校給食費、17 節備品購入費、1,918 万 9 千円を計上させていただいております。

これは学校給食共同調理場で使用する食缶洗浄機が故障したことにより、佐川町立学校給食共同調理場食缶洗浄機入替業務に必要な予算について、増額補正を行ったものであります。

この洗浄機の入れ替えに関しましては、洗浄機本体の製作に 2 か月程度を要し、また入れ替えにつきましても、給食の提供が休みとなる夏休み期間中に完了する必要があることから、今回の補正とさせていただいております。

なお、歳入につきましては、8、9 ページをご参照ください。

歳入の事項別明細書となり、18 款、1 項、1 目、1 節財政調整基金繰入金、1,918 万 9 千円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐川町一般会計補正予算（第1号））について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第9、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（物品購入契約の締結について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

承認第2号、物品購入契約の締結につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年5月14日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

契約の内容につきましては、佐川町立学校給食共同調理場の食缶洗浄機の入替え業務を行うものであり、契約の方法は指名競争入札、契約金額は1,892万円。契約の相手方は愛媛県松山市天山3丁目13番12号、株式会社中西製作所松山営業所所長、水野裕一郎でございます。

なお、詳細につきましては、担当次長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

それでは私のほうから承認第2号、物品購入契約の締結に関します専決処分の承認につきましてご説明をさせていただきます。

この物品購入契約につきましては、現在の佐川町立学校給食共同調理場の建設当時から20年以上使用してまいりました食缶洗浄機の故障に伴い、買い替えをするものとなっております。

この食缶洗浄機の故障からの経緯につきましては、本年4月1日に、新学期から始まる学校給食の提供業務に備えまして食缶の洗浄作業をしていましたところ、食缶洗浄機の動作が停止し、厨房機器保守点検業務を委託しております事業者にも基盤を確認するなど、調整をしてまいりましたが復旧に至りませんでした。

食缶洗浄機の購入となりますと、先ほど説明ありましたように機械の製造、組み立てなどから発注から2か月程度かかることや、入れ替え作業には1週間程度の日数を要することなどから、夏休みの作業期間中の作業でありませんと

給食の提供に支障をきたすことから、早期の物品購入契約の締結が必要となったものです。

参考資料フォルダーの参考資料、承認第2号関係の図面、写真をご覧ください。

こちらに図面のほう載せておりますが上の図のほうがですね、この食缶洗浄機を上から見たものとなっております。幅につきましては94センチメートル、下の図面につきましては、側面から見たものとなっております、約6メートルございますが、この左のほうからですね、食缶のほうを導入いたしまして、洗浄しながら、右のほうへ出ていくというものになっております。

次のところにですね、現在の写真のほうを載せております。このオレンジのところから奥のほうへ機械が入っていくというものになっております。

今回、購入させていただく機器につきましても同様の機器となっております。

なお、先ほどの補正予算承認案件につきましても、この案件に関するものとなっております。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（物品購入契約の締結について）、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第10、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

承認第3号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、佐川町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

それでは承認第3号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。

同改正条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正を実施したものになります。

参考資料のほうでご説明をいたします。

参考資料、承認第3、4、5号関係、こちらをご覧ください。

はい、こちら改正内容の概要となっております。

まず住民税につきましては、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応ということで、給与所得控除額が55万円から65万円に引き上げられるということ。

それから19歳以上23歳未満、いわゆる大学生の年代ですけれども、の扶養控除の所得要件が給与収入の場合は103万円から123万円に拡大されるということとともに、特定親族特別控除が創設されまして、親向けの特別控除の要件も拡充されたということです。

それから、扶養親族等にかかる所得要件につきまして48万円から58万円に引き上げられるということになります。

次に軽自動車税につきましては、二輪車、いわゆる原付ですけれども、の車両区分に新たな区分が追加をされます。

また、たばこ税につきましては加熱式のたばこに係る課税方式を見直したもので、紙巻きたばこに関する仕組みを見直しをしております。

その他、引用条項や文言の整理も行っております。説明は以上になります。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について）、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第11、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは承認第4号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

それでは承認第4号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

こちらも参考資料のほうで説明をさせていただきます。

先ほど用いました参考資料、承認第3、4号関係、この参考資料の下段のほうをご覧ください。

はい、本条例の改正につきましては、国保税の課税限度額が基礎課税額、そ

れから後期高齢者支援金等課税額、のそれぞれが引き上げられ、合計で3万円の引き上げとなります。

また税軽減の判定基準額につきましては、5割軽減、2割軽減分について、被保険者数当たりの金額がそれぞれ引き上げをされているものです。説明は以上になります。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第12、議案第43号、令和7年度佐川町一般会計補正予算（第2号）から日程第22、議案第53号、物品購入契約の締結についてまで、以上11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案についてご説明申し上げます。

議案第43号、令和7年度佐川町一般会計補正予算（第2号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ8,893万6千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ、87億4,788万3千円とするものであります。

議案第44号、令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ、663万7千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ、16億2,436万2千円とするものであります。

議案第 45 号、令和 7 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ、33 万 4 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ、2 億 8,130 万 1 千円とするものであります。

議案第 46 号、令和 7 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ、832 万 1 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ、18 億 5,231 万 6 千円とするものであります。

議案第 47 号、令和 7 年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入支出の既決予定額の増額補正を行うもので、収入の既決予定額を 3,136 万 8 千円、支出の既決予定額を 3,225 万 1 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 48 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、人事院規則で委任されている事項等について改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 49 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、所要の改正を行うものでございます。

議案第 50 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 51 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 52 号、佐川町子ども・子育て支援法第 82 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 53 号、物品購入契約の締結につきましては、令和 7 年 4 月 21 日に高知県 G I G A スクール構想推進協議会が共同入札を行いました佐川町立学校情報機器整備事業に係るタブレット端 i P a d 等の導入業務の物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の方法は随意契約、契約金額は 4,660 万 2,192 円。契約の相手方は、高知県高知市帯屋町 2 丁目 5 番 11 号、西日本電信電話株式会社高知支店、支店長齋藤幸生でございます。

説明は以上でございます。

なお、各議案の詳細につきましては、担当課局長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

それでは、議案第 43 号、令和 7 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明をさせていただきます。

議案フォルダーの中にございます、議案第 43 号、佐川町一般会計補正予算第 2 号をお開きいただきまして、補正予算の主なものにつきまして歳出からご説明をさせていただきます。

12 ページからは、歳出の事項別明細書となります。

今回の歳出の補正につきましては、給与や職員手当、共済費などに増減が発生しておりますが、これは主に 4 月の人事異動によります、人件費の補正となっております。

まず 12、13 ページをご参照ください。

13 ページ、下の表の下から 3 段目になります。2 款、1 項、8 目諸費、18 節負担金補助及び交付金の説明欄、公民館修繕等補助金、141 万 6 千円につきましては、自治会所有の公民館につきまして、屋根の雨漏りに対する修繕費やエアコンの修繕費など、緊急性の高いと判断したものについて、補助金を計上をさせていただきます。

次に 14、15 ページをご参照ください。

15 ページ、一番上の表の 3 段目になります。

2 款、1 項、12 目物価高騰対策費、18 節負担金、補助及び交付金の説明欄、定額減税補足給付金（不足額給付）等の 2,700 万円につきましては、当初調整給付の算定に際しましては、令和 5 年中の所得情報等を用いて算定した、令和 6 年分所得税の推計値を用いて算定をしております。

このため、令和 6 年分所得税と定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき額と当初調整給付額との間に差額が生じた場合の給付金などとなっております。

次に 16、17 ページをご参照ください。

一番下の表の 4 段目になります。

3 款、1 項、1 目社会福祉総務費、12 節委託料の説明欄、障害福祉サービス等システム改修業務の 121 万円につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、障害福祉サービスとして就労選択支援が対象に追加されたことに伴う障害者自立支援給付審査支払等

システムの改修の費用となっております。

次に 18、19 ページをご参照ください。

2 つ目の表の 4 段目になります。

3 款、3 項、2 目児童福祉費、18 節負担金、補助及び交付金の説明欄、低年齢児保育促進事業補助金の 20 万 9 千円につきましては、ゼロから 2 歳の乳児の町内保育所への新たな入所に対しまして、速やかに対応できますよう、補助を行うもので、県の要綱改正に伴う基準額の増額に対応をするものであります。

また、次の行の障害児保育事業補助金の 165 万円につきましては、町内保育所に、町内保育所におきまして新たに対象となりました幼児について、加配が必要であると判断されたために、必要な人件費について補助をするものとなっております。

次に 20、21 ページをご参照ください。

一番上の表になります。

4 款、1 項、3 目老人保健費、10 節需用費の説明欄、修繕費 41 万 8 千円につきましては、健康福祉センターかわせみ会議室のエアコンの故障に対応する費用となっております。

また、同ページ下の表の中段、5 款、1 項、6 目農地費の補正額 2,789 万 6 千円につきましては、岡崎堰が破損し、農業用水の取水が困難となっておることから、その対応策として、水中ポンプによる取水を行うための費用などとなっております。

節ごとにご説明させていただきますと、10 節需用費に、燃料費として水中ポンプを回す発電機の燃料費 237 万 4 千円。同じく、光熱水費として水中ポンプを回す商用電源用電気代 330 万円。12 節委託料といたしまして、修繕工事のための実施設計委託料 1,296 万 6 千円。13 節使用料及び賃借料に機材借上料といたしまして、水中ポンプの借上料 237 万円。最後に、14 節工事請負費に水中ポンプの応急設置工事 688 万 6 千円を計上をさせていただいております。

次に、26、27 ページをご参照ください。

一番上の表になります、9 款、2 項小学校費、1 目学校管理費、12 節委託料の説明欄、佐川町内学校教育施設照明改修基本設計委託業務委託料 64 万 6 千円につきましては、各小学校施設の LED 化に係る基本設計委託料となっております。

続いてすぐ下の段、18 節負担金、補助及び交付金の説明欄、キャリア教育推進事業費補助金の 20 万円につきましては、児童対象にキャリア教育を実施する費用を補助するもので、尾川小学校が対象となっております。

次に同じ表の3目放課後児童対策費の補正額569万6千円につきましては、障害福祉サービスが不足する中、「ナウマンクラブ」全体で配慮が必要な児童が毎年増加をしており、支援員への負担が増大していることから、増員を図るための人件費となっております。

次の表の9款、3項中学校費、1目学校管理費、12節委託料の説明欄、佐川町内学校教育施設照明改修基本設計委託業務委託料32万3千円につきましては、各中学校施設のLED化に係る基本設計委託料となっております。

次の段、18節負担金、補助及び交付金の説明欄、キャリア教育推進事業費補助金の20万円につきましては、生徒を対象にキャリア教育を実施する費用を補助するもので、尾川中学校が対象となっております。

次に一番下の表、9款、4項、1目社会教育総務費、12節委託料の説明欄、佐川町内社会教育施設照明改修基本設計委託業務委託料83万6千円につきましては、桜座、地質館、青山文庫、遊学館、給食センターの各社会教育施設のLED化に係る基本設計委託料となっております。

歳出の説明は、以上で終わらせていただきます。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。

8、9ページまでお戻りください。

8、9ページの上から2つ目の表、3段目になります。

14款、2項、8目総務費国庫補助金、1節総務費補助金の説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,968万円につきましては、歳出でご説明させていただきました、定額減税補足給付金等の関係経費に対する交付金となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

それでは私のほうからは、議案第44号と45号について説明をいたします。

まずは議案第44号、令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の10ページ、11ページをご覧ください。

はい、こちら歳出になります。

人事異動に伴う人件費の補正以外について説明をいたします。

表の中ほど、1款、1項、1目一般管理費、12節委託料、国民健康保険システム改修委託料63万2千円につきましては、基幹行政システムの標準化に伴う改修と、年金額の改定に伴い高額療養費の基準を見直すためのシステム。

この2つのシステムの改修に充てる補正になっております。

続いて歳入です。

8ページ、9ページをご覧ください。

先ほどの改修費の財源についてですけれども、3款、1項、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金に26万2千円。5款、1項、1目一般会計繰入金、7節事務費繰入金として37万円を補正しております。

44号の説明は以上です。

続いて議案第45号、令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

こちら予算書のほうをご覧ください。

予算書10ページ、11ページの歳出の欄をご覧ください。

はい、今回のこの補正につきましては人事異動に伴う人件費の補正のみというふうになっております。

歳入につきましては、8ページ、9ページをご覧ください。

3款、1項、1目職員給与費等繰入金を補正をしておりますして、全額、一般会計からの繰り入れというふうになっております。

2つの議案について説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは議案第46号、令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

補正予算書のフォルダーの介護保険議案第46号のページ、12ページ、13ページをまずお開きください。

こちらは歳出の予算の明細書となっております。

13ページの説明欄を見ていただきますと歳出予算の補正につきましては、ほとんど給料や手当、共済費の職員人件費の補正であります。いずれも4月の人事異動に伴います、健康福祉課の介護保険係、そして地域包括支援センター系の職員の異動によるものとなっております。

その他、事務費として印刷製本費、負担金について少額の補正を行うものであります。

ページを戻っていただきまして、8ページ、9ページをお開きください。

こちら歳入予算の明細書となっております。

まず一番上の表の、1款、1項、1目の第一号被保険者保険料の現年度分、滞納繰越分を合わせて、合計1,904万1千円の減額。こちらにつきましては、

消費税 10%への引き上げに伴う社会保障の充実として、国が実施をしております低所得者の保険料軽減措置、こちらが本年度も実施をされるということが確定したことにより、その影響分を減額をするものです。

これに関連しまして一番下の表の、7 款、1 項、4 目への低所得者保険料軽減繰入金 1,904 万 1 千円は、先ほどの保険料軽減額相当額について、一般会計から繰り入れを受けるものとなっております。

その他の項目につきましては、歳出予算で説明いたしました職員の人事異動に伴います補正等に対しまして、国、県支払基金交付金、一般会計繰入金、それぞれの法定負担割合に応じまして増額及び減額をするものとなっております。

以上で、議案第 46 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

それでは議案第 47 号、令和 7 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正の内容につきましては、4 月の人事異動に伴います、人件費の増額となっております。

予算書の 10 ページをご覧ください。

下の表の支出のほうからご説明させていただきます。

先ほど申しましたとおり、4 月の人事異動により、1 款、1 項、5 目の総係費につきまして 72 万 1 千円増額するものです。これにより、上の表に記載しております収入のほうも同額を増額しております。

なお、内容につきましてはそれぞれ説明欄に記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

それでは議案第 48 号、49 号につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案第 48 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町長の提案説明のとおり、国の関係法令等の改正に伴い、国との均衡を図る観点から、本町におきましても職員の育児休業等に関する条例につきまして、改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、部分休業制度におきまして、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層要因するため、制度の拡充を図るものであり

ます。

現行の1日につき2時間の範囲内の形態に加え、新たに1年につき10日相当を超えない範囲内で勤務しないことができる形態を設け、職員はいずれかの形態を選択可能とし、さらに非常勤職員につきましては、部分休業の対象となるこの年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げるものであります。

なお、条例の施行日は令和7年10月1日としております。

続きまして、議案第49号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長の提案説明のとおり、関係法令等の一部改正が行われたことに伴い、国との均衡を図る観点から、本町の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、妊娠または出産の旨を申し出た職員及び、3歳に達するまでの子を養育する職員に対して始業時刻等の変更、仕事と養育を両立支援するための休暇短時間勤務制度等、柔軟な働き方を実現するための措置について、2つ以上を任命権者が講じ、その中から1つを選択して利用できることを、適切な時期に子や各家庭の事情に応じた個別の周知、職員の意向確認等を行うことを定めるものであります。

なお、条例の施行日は令和7年10月1日としております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは私から議案第50号から議案第52号のご説明をさせていただきます。

まず、議案第50号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。

参考資料フォルダーの議案第50号関係をご覧ください。

こちら新旧対照表となっております。

今回の改正につきましては、特定地域型保育事業者につきまして特定教育保育施設との連携に係る特例措置を設ける内容となっております。

まず新旧対照表の2ページをお開きください。

改正後の条例第42条第2項及び第3項におきまして、その概要をご説明いたしますと、町長が保育内容の支援に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者こちらを確保すること、その他所定の要件全てを満たすと認めるときには、当該連携施設を確保しないことができるという規定を設けるものでございます。

また3ページ、4ページをお開きください。

こちらについては、改正後の第42条第4項及び第5項におきまして、通常保育ができないという場合、こちら代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例の要件を緩和し、町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお、その確保が著しく困難である場合においても、当該連携施設を確保しないことができるという規定を設けるものでございます。

そして附則第5条におきまして、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限、こちらを5年間延長することとしております。

なお、本条例の施行日は公布の日からとなります。

続きまして、議案第51号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。

参考資料フォルダーの議案第51号をご覧ください。

こちらも新旧対照表となります。

こちらの条例改正につきましても、先ほど同様の内容にはなっておりますが、家庭的保育事業者等につきまして、保育所等との連携に係る特例措置を設ける内容となっております。

新旧対照表の2ページをお開きください。

改正後の条例、第6条第2項及び第3項におきまして、町長が保育内容の支援に係る連携措置の確保が著しく困難と認める場合であって、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を確保すること、その他所定の要件の全てを満たすと認めるときには、当該連携施設を確保しないことができる規定を設けます。

また3ページ、4ページ、こちらにおきまして改正後の第6条第4項及び第5項におきまして、代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例の要件を緩和し、町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために、必要な措置を講じてもなお、その確保が著しく困難である場合にも、当該連携施設を確保しないことができる規定を設けております。

こちらも本条例の施行日、公布の日からとなります。

続きまして、議案第52号、佐川町子ども・子育て支援支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をいたします。

こちらも参考資料フォルダーの第52号関係をご覧ください。

新旧対照表になります。

こちらの内容につきましては、例えば保育の認定など、子供のための教育保育給付に関しまして、必要があるときは、保護者等に報告や文書の提出等を求めることが法制度でできるということになっておりますが、その際に、正当な理由なく虚偽の報告や、提出を拒んだ場合に10万円以下の過料を課す規定を第2条に設けております。

今回の改正につきましては、令和7年度から国の制度として開始をされました妊婦のための支援給付に関して、同じように、保護者等に報告等を求めることができる規定が、子ども・子育て支援法の第10条の5として追加をされたことに伴い、今回の条例について改正をするものとなっております。

本条例の施行日は、公布の日からとなります。

以上で、私からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

それでは私のほうから議案第53号、物品購入契約の締結につきましてご説明をさせていただきます。

本業務につきましては、国のプロジェクトにより、GIGAスクール構想として進めております教育のデジタル化を推進するために活用するタブレット端末等を購入するものでございます。

国はこのGIGAスクール構想、令和元年12月から進めておりまして、学校におけるICT技術の活用を進めるため、第1期の構想といたしまして児童生徒への1人1台の端末と学校内の高速通信ネットワークの整備など、環境整備に対しまして支援をしてまいりました。

こうした中、佐川町立小中学校におきましては、令和2年度末にタブレット端末等購入いたしまして、令和3年度から活用のほうを進めてまいりました。

現在、国ではGIGAスクール構想の第2期といたしまして、第1期で導入いたしました端末の更新に加えまして、高速大容量の通信ネットワークの整備に支援するなど、ICT技術を活用したより高度な教育コンテンツの導入を進めております。

今回の備品購入契約の締結につきましては、こうした国のGIGAスクール構想第2期の取り組みに併せまして、現在、佐川町立小中学校で児童、生徒、教員が活用しております、タブレット端末及びキーボードなどの付属品を更新するものとなっております。

参考フォルダー、参考資料の議案第53号関係をご覧ください。

参考資料、議案第53号関係ですが、契約金額につきましては町長の説明の

とおりとなっております。

備品購入の物品に関しましては、町立小中学校の児童、生徒、教員の数に加えまして、予備機といたしまして 106 台、計 908 台に合わせましてキーボードと保護フィルムを購入するものとなっております。

この予備機 106 台につきましては、国の事業の規定に基づきまして児童生徒数の 15%としておりまして、この数の活用につきましては、故障など不測の事態、また特別教室などの利用を考えております。

説明につきましては以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で、議案第 43 号から議案第 53 号までの提案理由説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 9 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前 10 時 31 分

